○防衛省告示第百六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年六月五日

防衛大臣　稲田　朋美

日　時　平成二十九年六月十三日及び同月十四日（予備、同月十五日から同月十八日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒

(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒

(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒

(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年六月五日

防衛大臣　稲田　朋美

日　時　平成二十九年六月十三日及び同月十四日（予備、同月十五日から同月十八日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三二度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(イ)　北緯三二度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(ウ)　北緯三二度二八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(エ)　北緯三二度三六分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(オ)　北緯三二度三六分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

(カ)　北緯三二度四八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年六月五日

防衛大臣　稲田　朋美

日　時　平成二十九年六月十三日及び同月十四日（予備、同月十五日から同月十八日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　八丈島南東方の北緯三一度一四分一四秒、東経一四四度二六分四八秒の地点を中心とする半径二十五海里の区域

実施艦等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百九号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年六月五日

防衛大臣　稲田　朋美

日　時　平成二十九年六月十六日及び同月十七日（予備、同月十八日）の毎日〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四七分一二秒

(イ)　北緯三二度二〇分一二秒

(ウ)　東経一二八度四五分五二秒

(エ)　東経一二九度〇九分五二秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百十号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年六月五日

防衛大臣　稲田　朋美

日　時　平成二十九年六月十七日（予備、同月十八日）の〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三二度三四分一二秒　東経一三二度五九分五一秒

(イ)　北緯三二度三六分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(ウ)　北緯三二度二八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(エ)　北緯三二度三六分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

(オ)　北緯三二度三六分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

(カ)　北緯三二度四八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百十一号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十九年六月五日

防衛大臣　稲田　朋美

日　時　平成二十九年六月十七日から同月二十一日（予備、同月二十二日から同月二十五日）までの間、毎日〇五〇〇から二一〇〇まで

区　域　硫黄島周辺の次の一及び二のそれぞれ(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる二区域と次の三の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

一　(ア)　北緯二四度四五分四五秒　東経一四一度二〇分〇六秒

(イ)　北緯二四度四五分一二秒　東経一四一度二〇分一九秒

(ウ)　北緯二四度四四分三一秒　東経一四一度一八分一六秒

(エ)　北緯二四度四五分〇五秒　東経一四一度一八分〇二秒

二　(ア)　北緯二四度四六分四九秒　東経一四一度一六分四五秒

(イ)　北緯二四度四六分四〇秒　東経一四一度一七分二二秒

(ウ)　北緯二四度四五分〇一秒　東経一四一度一六分五三秒

(エ)　北緯二四度四五分一〇秒　東経一四一度一六分一六秒

三　(ア)　北緯二四度四九分四三秒　東経一四一度一九分四六秒

(イ)　北緯二四度四九分〇四秒　東経一四一度二〇分五九秒

(ウ)　北緯二四度四八分三三秒　東経一四一度二〇分三九秒

(エ)　北緯二四度四九分〇四秒　東経一四一度一九分四三秒

(オ)　北緯二四度四八分三四秒　東経一四一度一八分一〇秒

(カ)　北緯二四度四九分〇七秒　東経一四一度一七分五六秒

実施艦等　自衛艦七隻

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。